

第 3 回
食料・農業・農村政策審議会
生産分科会

平成17年9月15日

農 林 水 産 省

午前10時03分 開会

○実重総務課長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第3回食料・農業・農村政策審議会生産分科会を開催させていただきます。

農林水産省生産局総務課長の実重でございます。分科会長が選出されるまでの間、私が司会進行を担当させていただきます。よろしくお願いいたします。

委員の皆様方におかれましては、本日はご多忙のところご出席いただきましてありがとうございます。委員の皆様方を五十音順に紹介させていただきます。

伊藤委員、ちょっとおくれていらっしゃいます。

それから、大木委員でございます。

生源寺委員でございます。

平野委員でございます。

三野委員でございます。

以上でございます。

なお、本日は上原委員が所用により、ご欠席となっております。

伊藤委員、間もなくお見えかと思いますが、審議会令によりますと定足数3分の1以上ということになっておりますので、6人の委員の方に分科会に属していただいておりますので、定足数は満たしておりますので、始めさせていただきたいと思っております。

次に、本分科会におきまして、分科会長を選出していただく必要がございます。

食料・農業・農村政策審議会令第6条第3項の規定により、分科会長は委員の互選により選任することとされております。つきましては、分科会長の互選につきまして、ご推薦などがございましたらお願いいたします。

○三野委員 食料・農業・農村政策について大変幅広いご見識をお持ちで、これまでも生産分科会長をお務めいただいております生源寺先生に引き続きお願いしてはと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○実重総務課長 ただいま三野委員からご提案ございました。ご賛成いただきましたので、生源寺委員に分科会長をお願いしたいと思います。

生源寺委員、分科会長席にお移りいただきたいと思っております。

それでは、ここで生源寺分科会長からごあいさつをいただきたいと思っております。

なお、これからは生源寺分科会長に議事をお進めいただきたいと思っておりますので、よろしくお

願いたいします。

○生源寺分科会長 ただいま選出していただきました生源寺でございます。よろしくお願いいたします。

この分科会、耕種、畜産、かなり幅広い分野で重要な問題もかなりあると伺っております。部会等の皆さんのご協力を得ながら、分科会の円滑かつ実り多い運営に努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ここから先は私の方で議事を進めさせていただきます。

まず、食料・農業・農村政策審議会令第6条第5項の規定によりますと、分科会長の職務を代理する者について、分科会長があらかじめ指名することになっております。それで、私から、本日ご欠席でございますけれども、上原委員に職務を代理する者としてお願いしたいと、指名したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、続きまして西川生産局長からごあいさつをいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○西川生産局長 おはようございます。生産局長の西川でございます。

一言分科会の開催に当たりまして、ごあいさつを申し上げたいと思います。

初めに、委員の先生方、皆様方におかれましては、委員就任をご快諾いただきますとともに、ご多用の中、本会議にご出席いただきまして本当にまず御礼を申し上げたいと思います。本当にありがとうございます。

農業、農村が食料の安定供給のほか国土の保全などの多面的な機能を有していることは、改めて申し上げるまでもありませんが、農業者の高齢化、構造改革の立ちおくれ、国際環境の変化といった諸情勢に対応して農業、農村の発展を図っていくためには、スピード感をもって改革を進めていかなければならないというふうに考えているところでございます。

この委員の先生方、既にご案内のとおりでございますけれども、現在農林水産省におきましては、今年3月に閣議決定されました新たな食料・農業・農村基本計画に沿って、各般の施策の見直しに取り組んでいるところであります。

その一環といたしまして、生産局におきましても、品目横断的政策への転換、環境保全を重視した施策の展開など新たな施策の枠組みについて、省内各部局と一体となって検討を進めているところでございます。

品目横断的政策への転換に関しましては、平成19年産からの導入に向けまして、この秋に制度の具体化を行い、関係法案を平成18年度通常国会に提出したいというふうに考えております。

また、環境保全を重視した施策の展開に関しましては、今年3月に農業環境規範を策定したところでありますが、平成19年度から資源対策と連携しつつ、農業生産活動に伴う環境への負荷の大幅な低減を図る先進的な取り組みに対し支援を行うこととしており、本対策についてもこの秋に具体化をする予定で検討をしているところでございます。

また、新たな基本計画に基づきまして、飼料自給率の向上を図るため、これもこの5月に岩永大臣、当時は副大臣でございますけれども、議長となつていただいて飼料自給率向上戦略会議を立ち上げ、中央、地域を通じての運動を展開しているところでございます。

このほか、平成18年度予算要求におきましては、きょう少し説明をいたしますが、革新的な未来農業技術を核とした生産性の向上などを旗印に地産地消、鳥獣害対策を含む6つの特別対策を要求しているというところでございます。

他方、国際的には今年末のWTO香港閣僚会議でのモダリティ合意に向け交渉が進められておりますとともに、アセアン諸国等とのEPA交渉も行われております。これらの交渉におきましては、我が国の基幹品目、地域の農林水産業における重要品目など守るべきものは守り、譲れるものは譲ると、そういう考え方のもと引き続き積極的に取り組んでいく所存でございます。

さて、本生産分科会は、食料・農業・農村基本法の規定に基づき農業の生産の振興に関する施策を幅広くご審議いただくものであります。委員の皆様方にはこれから2年間、委員を務めていただくわけでございますが、我々の子孫に対してどのような姿の農業、農村を残していくべきか、大きな視点に立って闊達なご議論をいただきますようお願いする次第でございます。

皆様のご意見を真摯に受けとめまして、しっかりとした施策を進めていくため全力を尽くしたいと考えております。どうかよろしく願いいたします。

○生源寺分科会長 どうもありがとうございました。

それでは、続きまして事務局のメンバーのご紹介をお願いしたいと思います。

○実重総務課長 それでは、事務局のご紹介をさせていただきます。

今ごあいさつをいたしました、西川生産局長でございます。

吉田審議官でございます。

町田畜産部長でございます。

福田果樹花き課長でございます。

清家畜産企画課長でございます。

それから、特産振興課長が所用のために、きょうは白井生産専門官が出席しております。

私、総務課長の実重でございます。よろしくお願いいたします。

○生源寺分科会長 ただいま伊藤委員が到着されましたので、ご紹介申し上げたいと思います。

○伊藤委員 遅くなりまして申しわけございません。株式会社エイガアルの伊藤淳子と申します。よろしくお願いいたします。

○生源寺分科会長 それでは、次に、生産分科会の運営につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

○実重総務課長 お手元に資料が1通束になっていると思いますが、その一番上の資料をちょっとすみませんがクリップをはずしていただければと思っております。

上から3枚目のところに資料3というのがございます。

この資料3の13ページをごらんいただきたいと思います。

この1行目からでございますが、生産分科会の議事につきましては食料・農業・農村政策審議会議事規則第3条第2項、この2項がここに書いてあるわけでございますが、これに基づきまして、原則として公開することとなっております。ただし、公開することにより公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合などにおいては、会長、これは第8条により分科会については分科会長とされておりますが、分科会長は会議を非公開とすることができるかとされております。

また、同規則第4条をごらんいただきますと、議事録は一般の閲覧に供するものとされております。ただし、会議の運営に著しい支障があると認められる場合には、分科会長は議事録にかえて議事要旨を一般の閲覧に供するものとする旨、定められております。

以上でございます。

○生源寺分科会長 ありがとうございます。

今ご説明のございました生産分科会の運営につきましては、以前からこのように定められているものでございますので、今ご説明のあったとおりとさせていただきたいと思っております。

したがいまして、本日の会議も公開で、議事録は一般の閲覧に供することとさせていただきたいと思っております。

次に、生産分科会として部会の設置を決定する必要がございます。

従来の部会をベースに簡素化を図りながら、果樹部会、甘味資源部会、畜産部会の3部会を設置してはどうかと考えておりますが、まず事務局からご説明をお願いいたします。

○実重総務課長 今の資料の下に1枚紙で資料4というのがございますので、これをごらんください。

これは、左側が現行というのは従来の体制でございまして、右側が新体制の案となっております。農林水産省の食料・農業・農村政策審議会の全体の構成を書いております。

真ん中のあたりに点々で生産分科会が書いてございますが、かなり簡素化をさせていただければと思っております。生産分科会の審議事項は広範にわたりますが、このうち一定のまとまりをもってございまして、また法律に基づいてご審議いただく必要のあるものとして、第1に果樹農業の生産振興に関する施策、第2に甘味資源作物等の生産振興に関する施策、第3に畜産の生産振興に関する施策、この3点があります。

これら3つの事項につきましては、効率的な審議を行う上で、それぞれ部会を設けて課題や論点などを整理していただくことが適当と考えますので、この表にございますように果樹部会、甘味資源部会、畜産部会の3つの部会を設置していただければと考えております。

なお、従来はこの表の左の方にございますように、畜産の関係は畜産企画部会と畜産物価格等部会の2部会を設けておりました。政府の審議会等の整理、合理化に関する基本的計画などを踏まえまして、これら2部会の機能を統合いたしまして畜産部会としていただければと考えております。

また、5年に一度の酪肉基本方針あるいは果樹基本方針あるいは家畜改良増殖目標、こういった計画をご審議いただくために小委員会を設けておりましたけれども、今回とりあえず小委員会は設けずに、必要になったときに設けていただければというぐあいに考えているところでございます。

これらを具体的に整理してみますと、1枚めくっていただきまして資料5でございますが、食料・農業・農村政策審議会生産分科会における部会の設置について（案）という形にさせていただいております。平成15年の決定を改正して、このように決定していただければと考えております。

なお、3つの部会の議決は原則として生産分科会の議決とみなすことにつきましては、従来どおりとさせていただきたいと思っております。この第2条の1行目に、そのように書いてございます。

以上のように考えておりますが、いかがでございましょうか。

○生源寺分科会長 ただいま、事務局から生産分科会のもとに設ける部会のあり方についてご説明があったわけでございますが、これでよろしゅうございましょうか。

特にご異論がないようでございますので、今の資料の5の「食料・農業・農村政策審議会生産分科会における部会の設置について」につきましては、生産分科会の決定とさせていただきます。

す。

食料・農業・農村政策審議会令第7条第2項の規定によりますと、この部会ごとの委員及び臨時委員の所属については、分科会長が指名するということになっております。

したがいまして、部会ごとの委員及び臨時委員の構成につきましては、私の方にご一任いただきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

さて、既に実は議事の7まで終了しているということでございますけれども、せっかくの機会でございますので、農業生産の振興に関する施策について事務局からご説明をちょうだいし、その後若干質疑の時間を設けてはどうかと思っております。

最初に、事務局の方からご説明をお願いいたします。

○実重総務課長 お手元に資料6といたしまして、農業生産をめぐる最近の情勢についてという資料を配付させていただいております。大変恐縮ですが、これもちょっとクリップをはずしていただきまして、この(1)から(8)までが別々にとじてございますので、それでごらんいただければと思っております。

第1点は、品目横断的経営安定対策の検討状況についてという資料でございます。

先ほど局長からごあいさつで申し上げましたとおりでございますが、この秋に品目横断的経営安定対策の内容要件等について、議論して決定するというスケジュールとなっております。

1枚めくっていただきまして1ページでございますが、この上の四角の中をごらんいただきますと、農産物貿易のグローバル化が進む中で、WTOにおける国際規律が強化される、これに対応して農政を転換していく必要があると、こういう背景でございます。

これまで全部の農家を対象にして支払われてきた品目ごとの価格対策、これを見直しをすると、担い手の経営全体に着目した品目横断的経営安定対策へ転換するということであります。

平成19年産からの導入に向けまして、今年の秋に制度の詳細を具体化して18年通常国会に法案を提出するというスケジュールでございます。

下に、支援の仕組みが書いてありますが、左側の諸外国との生産条件の格差を是正するための支援、右が収入の変動を緩和するための支援であります。

この左の方から見ていただきますと、この絵に書いてございますけれども、輸入品価格、それから国産品価格、どうしても我が国は自然条件等からコストが高いという状況がございます。ただ、品質がよいために国産のものの方が高く売れるという部分もございます。ここで、国産品価格のうち輸入品価格の上に品質格差の部分に乗せまして、しかしそれでもまだ輸入品価格、輸入農産物とは競争できない、こういう部分を従来価格政策で、行政価格で補ってきているわ

けでございますけれども、これは品目別の価格政策でやるのではなくて、農家単位、経営単位ということに着目いたしましてまとめて支払いをする、直接支払いをすると、こういう制度であります。

下の1つ目の○をごらんいただきますと、対象作物として、現時点では水田作では麦、大豆、畑作では麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょなどを想定しております。

それから、右の収入の変動を緩和するための支援でございますが、今申し上げたような左の措置を講じたとしても、この絵にございますように農産物の価格は変動いたしますので、上がるときもあれば下がるときもある。下がったときに農業者が大きな打撃を受けまして、農業が継続できないということになりますと、食料の安定供給あるいは国土保全といった面で問題が起こってまいりますので、価格が下落した場合に一定の補てんを行うことによりまして、価格の、収入の安定を図るという施策であります。

この2つを組み合わせて導入したいということでございます。

2ページをごらんいただきますと、これは基本計画の全体像の工程管理について書いてございます。

一番左が食料自給率ですが、その隣は経営安定対策、その隣が環境・資源保全対策でございます。

経営安定対策につきましては、この春から担い手の明確化を推進するための全国運動を展開しているところでございます。これを受けて、9月から12月にこの対策の要件の具体化を図る。それで、平成18年に関係法案を提出いたしまして、成立を図りまして、19年に新たな施策の導入、具体的な実施というところに移っていきたいと考えております。

環境・資源保全対策もあわせてごらんいただきますと、この3月に農業環境規範というのを制定いたしました。後で出てまいります、これを踏まえながら各地で現在調査をしております、さらに秋に、9月以降12月のところに書いてありますが、施策の具体化を図るということでございます。新たな施策の導入は、同様に平成19年からということで予定しております。

それから、3ページをごらんいただきますと、このように18年度、この秋に施策の内容を決めますと、18年度は準備のためにいろいろと大変業務がございます。そのために予算を要求しております。これは、予算要求の概要でございますが、平成19年産から導入するためにこの上の四角に書いてあります5億4,300万円要求しております。

具体的内容は、真ん中あたりに太字でございますが、(1) 新対策の啓発、それから(2) の新対策の導入準備、いろいろなデータを入れまして電算処理システムを構築する、こういった

た必要がございます。(3)の事務の開始でありまして、18年度中には対象となる人の認定などの事務を行う必要がございます。これらで予算を要求しているところであります。

次に、4ページであります。各種の価格政策をやめまして横断的な施策にしていくというためには、従来の価格政策に手直しをする必要がございます。

そこで、砂糖及び甘味資源、それからでん粉、これらについての検討会が行われたわけがございます。これは、右の基本方向のところだけちょっと見ていただきますと、共通事項といたしまして、最低生産者価格は廃止する。それから、2つ目の○にありますように、新しい品目横断政策にしていくための政策支援の財源でございますが、これは現行の糖価調整制度の財源を基本とする。これは、輸入する甘味資源から一定の調整金を取りまして、これを国内対策に充てております。

それから、その下にてん菜がございますが、これの1つ目の○を見ていただきますと、麦、大豆等と一体的に品目横断的政策へ以降する。

これは、主に北海道で畑作における輪作作物、輪作体系の一環となっております。

それから、その下にさとうきびがございますが、これは沖縄が中心であります。零細な生産構造等を踏まえ、品目別政策へ以降する。

これは、品目横断対策ということではございませんが、引き続き政策が必要なので、さとうきび対策という形で別途講ずるという趣旨でございます。

それから、5ページをごらんいただきますと、でん粉につきましても、共通事項を見ていただきますと、最低生産者価格は廃止する。それから、2つ目の○を見ていただきますと、抱き合わせを廃止し、国際規律の強化に対応し得る透明性の高い制度へ移行すると書いてございます。

これの抱き合わせと申しますのは、でん粉の原料となるともろこしを輸入するわけですが、その輸入するに当たって、国内産の芋でん粉の抱き合わせを義務づけております。これをやめまして、砂糖と同様に輸入する業者の方から調整金といったような一定の関税的なものを徴収するというような制度に移行していくということでございます。

下に、ばれいしょとございますが、品目横断的政策へ移行する。北海道の畑作、輪作体系でございます。

それから、下のかんしょ、南九州中心でございますが、品目別政策へ移行する。これは、品目横断的政策ではなくて、品目別ということでございます。

6ページをごらんいただきますと、砂糖及びでん粉に関する検討会で今のような検討をして

いただきまして、3月におまとめいただいたところでございます。

構成メンバーはそこに書いてございますが、学識経験者の5人目、林良博東京大学副学長に座長を務めていただいたところでございまして、下にあるような検討スケジュールで3月にまとめられたということでございます。

次に、7ページをごらんいただきますと、大豆でございますが、国産大豆もかねてから懇談会がございまして、ここで品目横断対策に移行するに当たっての施策の方向性ということで議論をされました。

1番、望ましい流通体制のあり方とありますが、2ページ目をごらんいただきますと、2として品目横断的政策による支援ということでありまして、生産量、品質支払いにおける支援のあり方について基本的な考え方を一定の整理をした。今後の施策の具体化に当たり、そこにありますように支援の対象とする大豆の範囲、品質向上へのインセンティブの付与、時期とこういったようなことが議論されたところでございます。

これも次のページを見ていただきますと、懇談会、座長として高橋正郎女子栄養大学大学院客員教授におまとめいただいております。

以上が1でございますが、次に2の環境保全型農業の推進についてをごらんください。

1ページ目でございますが、四角の中にありますように基本計画の中で、我が国農業生産全体のあり方を環境保全を重視したものに転換すると、このように言っております。

これに基づきまして、農業環境規範を今年の3月に策定しました。

この農業環境規範につきましては、農林水産省の施策といたしましても補助事業などの受益農業者に農業環境規範を守っていただきたい、自己点検をしていただきたいということを求めています。

さらに、18年度以降も対象事業を拡大したいと思っておりますが、補助事業の要件というだけではございませんで、広く普及していきたいと思っております。

下に、具体的な農業生産活動規範というのが灰色の欄に書いてあります。

作物生産の方は、土づくりの励行、適切で効果的・効率的な施肥あるいは防除、廃棄物、エネルギー、知見・情報の収集、情報の保存。それから、家畜の飼養・生産の方は、家畜排せつ物法の遵守、悪臭・害虫の防止、それから排せつ物の利活用、法令への対応、エネルギー、知見・情報の収集、このような形になっております。

いずれも、ある意味では、最低限これは遵守していただかなければ、いろいろ弊害が生じ得るといったような項目でございますので、これらについてさらに普及を図ってまいりたいとい

うぐあいには思っております。

2ページをごらんいただきますと、こうした環境規範を、最低限のところをクリアすると同時に、よりプラスの方に環境に資する農業を行っていくという必要があると思っております。

それで、ここでタイトルにありますように、農地・水・環境の保全向上対策ということで、構築に向けて検討しております。

左は、写真の下にありますように、農地・農業用水の資源保全施策ということでございまして、ちょっと見にくいのですが、写真にございますように、地域共同の取り組みで配水路の清掃、あるいは草取り、こういったようなことが行われています。

それから、右は農業生産環境施策でございまして、土づくりとかあるいはアイガモを利用した防除というのが写真に書いてございますけれども、肥料や農薬の低減に向けて特別な努力を営農活動でしているという方々がおられます。

基本計画においては、いずれも19年度から導入するというようにされております。

平成17年、今年はそれぞれ予算を取りまして、いろいろ調査を行っております。

この秋に、この施策の内容を決めまして、その上で18年度はそれぞれ検証あるいは調査、こういうことをしたいと思っております。

1枚の紙に書いてありますとおり、資源政策と環境政策一体として取り組んで、また検討を進めているところでございます。

次のページに予算がありますが、来年度要求といたしまして、このように要求をしております。

来年度は、19年度からの導入に向けた18年度であります。いろいろな準備がございまして、2の事業の概要のところ、公共の方では資源対策が中心でありまして、モデル的な支援を行い、調査を行う。

それから、(3)が環境、営農活動、個別営農活動の方でございまして、これも引き続き調査を行うということで、拡充して要求しております。

それから、3の資料をごらんいただきますと、WTO・FTAの関係でございまして。

1ページを見ていただきますと、まずWTOからでございます。

WTOの交渉分野は3つございまして、1つは市場アクセスでございます。これは、関税削減などで、どこまでやるかというようなことでございます。

それから、国内支持。これは、国内補助金が貿易を歪曲するというので、これもどこまでどういう削減をするか。

輸出競争の分野も、同様に輸出補助金を、これは撤廃したらどうかと、こういったような議論が続けられております。

流れといたしまして、下にありますように、昨年の7月に枠組み合意というのができております。この下の文章に書いてありますが、各国共通のルールを決める前提となる大枠といったようなことをごさしまして、具体的にこれは何%削減しようといったような数字が書いてあるわけではございません。

また、かなり大ざっぱな枠組みでございますので、これの具体化に向けて議論がされております。今年の7月に交渉状況の評価というのを議長がいたしまして、その右にありますように、今年の12月に香港で閣僚会議が行われます。そこでモダリティを合意するという予定になっております。モダリティというのは下の文章にありますように、関税の削減率あるいは詳細な要件など具体的な数字が入った各国共通のルールということになります。

これに基づきまして、各国は自分のこの品目はこういうぐあいにするというのをつくります。これを譲許表といいまして、それをまた交渉しなければなりません。この譲許表交渉を経まして、最終合意が2006年、来年内という予定になっておるわけでございます。

1枚めくっていただきまして、交渉状況はここに、下の表に今後のスケジュールも書いてございます。

それから、次のページはEPA、FTAでございます。

この表は、相手国が一番左に書いてありますが、それ以降4段階になっておりまして、事前検討、産学官共同研究会、政府間交渉、それから協定の署名。協定に署名しますとでき上がるというわけでありまして。

協定署名までいったのが、シンガポールとメキシコでございます。

あとは政府間交渉を行っている国がそこにずっと書いてありますが、このうちタイとマレーシアとフィリピンにつきましては、大筋で合意を既にしてしております。最後を詰めまして、国会に提出しまして成立するという手続を今後踏む必要がございますが、大筋では合意をしております。

それから、交渉中なのが韓国、それからアセアン、インドネシアとなっております。

タイ、マレーシアとかフィリピン、インドネシアとアセアンは重なっておりますけれども、各国と交渉しながらアセアン全体とも交渉するというスタイルになっております。

それから、産学官、政府だけではなくて学会あるいは産業界を含めまして、双方で研究会をやっております。こういう段階のものが、チリでございます。

それから、インドと台湾はその前の段階で事前検討。これは、いろいろなものがありますが、インドでは共同研究会、それから台湾は東亜経済人会議の検討会を行っております。

そのほか、オーストラリア、スイスなどからも政府間での研究はやろうというようなことで合意しているところでございます。

次に、4の資料をごらんいただきたいと思いますが、平成18年度の生産局の予算の概要でございます。

1枚目を見ていただきますと、先ほど局長からごあいさつでも申し上げましたとおり、革新的な未来農業技術を核とした生産性の向上と銘打ちまして、未来農業の構築を目指す予算を要求しております。

真ん中にありますように、革新的技術群、ITですとかDNA分析あるいは各種の低コストの革新技術あるいは衛星位置情報（GPS）、こういった新しい技術がどんどん出てまいりますし、また応用化されております。あるいは農業以外の分野で応用化されていても、農業で応用しますと大変効果があるというものもございます。そういう意味で、これらをコアとしながら6つの政策課題に即しまして、特別対策を組んで要求しております。

右上から、環境農業特別対策でございます。

一行目に、精密農業と書いてございますけれども、これはほ場を区画単位にしまして、精密に測定をして、肥料、農薬等を最小限で済むようにしていくというような営農技術でございます。また、病害虫の新しい技術、これらを活用した環境農業に資する営農体系をモデル地域でやってみる。それで、具体的に成果を上げるということを目指しております。また、ほかの先ほどご紹介しました調査、分析などもございます。

それから、その下、地産地消でございますが、地産地消は新しく基本計画で書かれまして、新しい政策分野でありますけれども、地域では大変盛り上がっております。今回、予算では拠点的地域におきまして、ほ場情報収集ロボット、これらを活用して実際に消費者と生産者の顔が見えて対話ができる、こういう関係づくりを進めたい。あるいはリーダーの育成、ネットワークづくり、こういうことを進めたいと思っております。

それから、その下の資材費低減対策でございます。

これも全国的な取り組み、いろいろやってまいりましたけれども、今回モデルとなる地域を特別に決めまして、そこに各種の新しい技術を集中的に導入してみる。それから、集落単位で、どうしても機械の過剰投資などが見られますので、集落営農の形成という大きな構造改革の運動と相まって、集落単位での診断をいたしまして中古農業機械の利活用あるいは自己整備セン

ター、こういったもので取り組んでいきたいと思っております。

それから、革新的営農でございますが、低コスト植物工場あるいは超省力型畜産、各種の農業で開発されました技術あるいは農業外部の技術、これらを組み合わせまして自動的に植物や動物を育成するということが、いろいろな形で可能となっておりますし、またそれを低コストでやらなければ収益が上がらないという問題がありますので、こういうことにモデル地域において集中的に取り組みたいということでございます。それから、その下にありますように、DNA分析で植物新品種の保護をするということでもあります。

それから、飼料自給率の向上でございますが、国産粗飼料の生産拡大、これはホールクロップサイレージですとかあるいは稲わらの拡大を通じて、国産の粗飼料は輸入している飼料が大変多いわけでございますが、草のような粗飼料につきましては100%自給するということを目指しております。さらに、土地利用型酪農への支援、それから食品残さ等の利用、放牧、こういったことを含めて特別対策を講じております。

それから、その上が鳥獣害防止対策でございますが、これは環境省とも連携しております。我が方は農作物被害が非常に大きいので、農林水産省がメインでございます。拠点的に、これも地域を選びます。しかも、県を越えて動物が行き来するような広域地域を対象としまして、各種の最新技術を集中して投下しまして、またイノシシ、シカといったような肉資源の利活用、こういったことも含めて考えたいと考えております。

簡単に予算の重点事項を申し上げましたので、2ページから7ページまで、ここでは省略させていただきます。

それから、その下にこの予算とも関係ございますが、基本計画に基づく各種の行動といたしまして、(5) 飼料自給率向上特別プロジェクトがございます。

国、都道府県、農業者・農業団体、それから食品産業の事業者、飼料関係団体、こういった関係者が一体となって運動的な展開をしております。

下の表にございますように、戦略会議というのを立ち上げておりまして、岩永大臣に議長となっていてございます。5月に開始いたしましたので、その当時は副大臣でございました。

その下に、全国飼料増産行動会議あるいは全国食品残さ飼料化行動会議、こういったものをつくりまして、地域においても運動として展開していただくという形で進めておるところでございます。

2ページ、3ページは省略させていただきます。

それから、次に(6) 地産地消の推進についてということでございます。

1に、位置づけ、顔が見える、話ができる関係ということでございますが、これは草の根レベルで大変盛り上がっております。やはり生産者にとっては自分で売って消費者の反応が聞ける、あるいは特にご婦人の方がグループになって直接収入がその場で得られる、そういったような活発な活動が行われておりまして、それに呼応する形で、既に30の県でこういった地産地消の計画をつくっておられます。

政府としても、大いに取り組んでいく必要がある。消費者の方も、これは新鮮でまた生産者、実際顔が見える関係であるということで、大変評判がいいということでございまして、実態を見ますと、2にございますように、全国で1万カ所を超える直売場がございます。この中で市町村とか農協が直接設置していて、終年的に営業している、だれか人がいる、無人じゃない、そういうものが大体3,000以上ございまして、平均で5,000万円近くの販売を上げております。平均で5,000万円ですから、1億円以上といったようなところもざらにございます。

それから、学校給食におきましても、約8割で何らかの形で地場農産物を使っているということでございます。ともすると、直売場というのが地産地消というぐあいに思われておりますけれども、それだけではなくて学校給食の世界あるいはグリーンツーリズム、観光といったような世界でも広がりを見せております。

今後の動向も、今後取り扱いを増やす意向であるということが7割以上を占めておりまして、まだまだ発展する分野ではないかというぐあいに思っております。

こういうことに基づきまして、ご議論いただきまして、これは5月から3回やってまだこの検討会はございます。4ページに検討会の名簿を掲げさせていただきましたが、永木正和筑波大学大学院教授に座長になっていただきまして、中間取りまとめをしていただきました。引き続きまして検討をしていただきたいと思いますと思っております。中間取りまとめの結果は、先ほど予算として反映させていただいております。

それから、(7)で有害鳥獣による被害対策でございまして、これも検討会を行いまして、左上にありますように実態からごらんいただきますと、被害面積として平成15年度で13万ヘクタールで、②にありますように被害総額は200億円。そこに小さい表示になっていて恐縮ですが、イノシシ、シカ、サルと書いてありますが、右に被害動向としてイノシシ、これは全国地図がかいてありますが、西日本の方が多いわけでございます。それから、シカ、これは全国的な被害ですが、特に北海道のエゾジカの被害が大きいです。それから、サル、これは北海道以外の大体全国で被害が起こっていると、こういうような状況でございます。

これにつきまして3ページに、この検討委員会のメンバーをつけさせていただいております

が、羽山伸一日本獣医畜産大学獣医学部助教授に座長となっただきまして、とりあえず中間取りまとめということでやっていただきまして、予算に反映しております。

引き続きまして、これワーキンググループもありますのは、全国各地に行つて指導もしようというようなことでやっていただいているところでございます。

最後に、(8)の植物新品種の保護でございますが、これは2枚目の表をごらんいただきたいと思ひます。

種苗法の改正を、今年6月に行いました。

種苗法は、新種の植物、新しく育種してこの世の中に登場させた新しい植物だということのできてきた場合に、育成をされた方、育成者を保護する、育成者権を与えるという法律でございます。登録するものでございます。言ってみれば植物の特許のようなものでございます。

これは、背景といたしまして、我が国で登録されていて権利がある、育成者権で保護されている、こういう植物の新品種が海外に流出いたしまして、育成者に無断で利用されて、海外、特に中国や韓国で流通している。さらに、それがこの小豆とかいぐさ等が書いてありますが、我が国に輸入されて来る。こういう事態がありましたので、その矢印の下にありますように、平成15年に法律改正をしまして、税関でストップできるようにいたしました。税関で、いろいろいぐさですとか引っかかっているものがあるわけでございます。

ただ、さらに下にいきますと、これらの収穫物は加工されますと育成者権の効果が及ばない。あんとかござになりますと、税関に持ってこられてもそこでストップしないという問題があつて、脱法的に我が国に輸入されること等が問題になりました。

そこで、右をごらんいただきますと、従来の上の①のところにあります、加工品に対して育成者権の効力を拡大しようということでございまして、種苗、小豆でありますと小豆の種子が保護されておりました。それから収穫物、これは小豆の豆そのものが保護されておりました。それ以外に加工品になりましても、あんになりますと、これは育成者に無断で生産とか譲渡とか輸入をしてはいけないということで、権利侵害に対する措置を講じたものでございます。

もう1点は、その右の下でございますが、育成者権を延長いたしました。

従来、果樹等で25年、その他一般、花、野菜などが多いんですが、20年でございましたが、これをそれぞれ30年、25年といたしまして、EU等と同じにいたしました。このように加工品と存続期間を延長する整備をしまして、世界でもトップレベルの知的財産権の保護の法制が整つたということでございます。

予算でも、引き続き新たな施策を要求しているところでございます。

以上でございます。

○生源寺分科会長 どうもありがとうございました。

大変多岐にわたる話題について、要領よくご説明をいただいたかと思います。

それでは、今のご説明を踏まえまして、ご質問あるいはご意見等があればお受けしたいと思います。

どなたからでも結構でございます。

三野委員、どうぞ。

○三野委員 大変いろいろな施策、勉強になりましたが、特に革新的な未来農業技術を核とした生産性の向上というのは、技術会議でもある意味ではかなり重点的な施策の一つになりますね。その辺の連携というのは、どういうふうになっているのでしょうか。

○実重総務課長 私ども技術会議の予算の中で要求させていただいているものもありますが、予算を検討するプロセスが従来の施策評価を踏まえまして、2月ぐらいから始まりまして3月、4月、5月とやっていくわけでございますが、その過程でそれぞれに発案したものをお互いに持ち寄りまして相談をさせてもらおうと。

その中で、かなり開発段階、試験研究段階のものは技術会議、それから応用段階、現場で実証をしてみるとか、それから実際農業者の方にやってもらって、これは一定の補助金を出して拠点的にやってみようと、こういうものは生産現場に近いので生産局と、そういうような仕分けをしているところでございまして、そのような相談をずっとしながら進めてきているところでございます。

○三野委員 役割分担と連携を一層深めていただければ、これから大きな展開ができるのではないかと。よろしく願いいたします。

○生源寺分科会長 ありがとうございました。

そのほか、いかがでございましょうか。

平野委員、どうぞ。

○平野委員 細かいことですが、食品残さの飼料化マニュアルの作成、リーフレットによるPRとありますが、食品残さの飼料化というのはどんなものなのか、ちょっとイメージが私わからないので、教えていただければと思います。

○生源寺分科会長 これはどちらが、畜産企画課長、お願いいたします。

○清家畜産企画課長 食品残さというもの、かなり幅広うございますけれども、一般的に今もかなり使われているものとしては、いわゆる食品の製造工場みたいなところから出てくるもの

で、例えばふすまのたぐいです。そういったものとか、あるいはパンのくずみたいなものとか、お菓子のくずみたいな、そういう食品の製造工場で出てくるそういうものと、あと一般的によく言われるのは業務用で出てくるような残さです。ホテルですとか、あるいはコンビニだとかその他そういう飲食関係のところで出てくるようなものと、そういうものがあります。

そういうものの利用の仕方をどういうふうに進めていくかということ、これからもさらに合理的に利用できるようなマニュアルをつくっていく必要があるのだろうと、こういうことです。

○生源寺分科会長 よろしいですか、平野委員。

○平野委員 今、食品の製造の場所での出てきたものということですが、その製造する前に、例えば何か畑で実ったものとか、どこかで作物が大量にできてしまって人間の方に回される以前に捨てられてしまうようなものってありますよね。そういったものの中で飼料に回っていくものというのは、今まであるんでしょうか。

○生源寺分科会長 清家さん。

○清家畜産企画課長 畜産農家がみずからの耕種部門を複合経営として持っていらっしゃるような場合は、いわゆる耕種の世界から出てくるいろんなそういう残さを、やっぱり家畜に、主として牛、肉用牛が中心になるとは思いますけれども、そういうふうな給与の仕方というのは実際にはやられています。

あるいは、比較的近いところに畜産農家と耕種農家が隣接しているような場合ですね、それは、比較的一般的にやられていると思いますが、そうでないと産地から離れているような場合には、なかなかその利用の仕方というのが難しい面があるかと思います。

○平野委員 ありがとうございます。

○生源寺分科会長 例えば、野菜なんか過剰になって産地で処理されるようなもの、多分そんなものも念頭に置かれてご質問されたのではないかと思いますけれども。

○平野委員 質問の仕方が、なかなかうまくできなくて……。

○生源寺分科会長 そういう場合は、畜産の方は畜産の方でコンスタントにえさを与える計画があつて、そうぼんと突然に出てきたものをどうするかというあたりはなかなか難しい問題があるんだろうと思います。

○清家畜産企画課長 分科会長がおっしゃったとおりです。

ただ、利用できるものは可能な限り利用するという発想は畜産農家の方にはありますので、特に輸送コストの問題が一番大きなネック、ポイントにはなるのかなというふうには思いますが、

それは余剰のものが出てくれば、それを利用できるとすれば可能な限りは利用するような対応をしたいと思います。

ただ、私自身はそういうキャベツですとかレタスが余っちゃったと、それをこういうふうには畜産で利用したというのは、余り直接的な事例としては聞いたことはないですけれども、まとまってといいますか、組織的にというか。ただ、現場では、そういう利用ができるような比較的近い場所にいらっしゃる畜産農家の方は、そういうものは可能な限り利用するというふうには思います。

○生源寺分科会長 ありがとうございます。

そのほか、いかがでございましょうか。

大木委員、どうぞ。

○大木委員 先ほど品目横断のお話をいただいて、それからさとうきびとかかんしょは別途の対策ということでしたけれども、例えば今までとその対策の仕方がどういうふう違うんですか、別途対策というのは。

○生源寺分科会長 では、総務課長お願いします。

○実重総務課長 従来は砂糖、甘味資源ということで、てん菜とさとうきび、これについて一つの同じ制度で対象にしておったわけでございます。それで、行政価格の中でやっておったわけでございますが、このうちさとうきびとてん菜でいいますと、てん菜は北海道の畑作輪作体系の一環だということで、てん菜の方は品目横断対策にいくわけでございます。それで、農家単位で支払いをするという対象に入っております。

でん粉で言いましても、ばれいしょと南九州のかんしょでございましてけれども、ばれいしょの方は北海道の畑作輪作体系の一環の部分が多いわけでございまして、その農家単位でまとめて直接支払いをするという方に入っております。

それに対して、さとうきびにつきましては、沖縄の単品でつくっている品目でございまして、また非常に地域的にも重要だということがございまして、これはこれで別途対策をしなければならない。したがって、品目横断の対象ではないということでございまして。その際に財源の問題がございまして。従来、砂糖については、全体として輸入企業から安い輸入品を輸入する際に調整金を取りまして、それを両方に、国内産の砂糖の振興のために使っていたわけでございましてけれども、これを品目横断対策に行く財源と、それからこの品目別対策に行く財源というように仕分けをしていくこととなります。

それから、でん粉の方も同様でございまして、かんしょとばれいしょがございましてけれども、

ばれいしょの方が品目横断対策に行きます。でん粉の方は、先ほどご説明させていただいたように従来は輸入に当たって抱き合わせという手法をとりまして、国内産を保護しておったわけでございますけれども、今後は砂糖と同じような仕組みに、関税的な調整金といったようなものを徴収いたしまして、その財源をかんしょの方とばれいしょに分けていくというようなことになってまいります。品目別対策というのはそういう意味では輪作体系による品目横断対策に入ってまいりませんが、従来の価格政策のような形での最低価格を支持しないで、農業者に対して一定の条件でもって一定の金額を直接的に支払うと、そういう面では同じでございます。

○大木委員 新しい、沖縄、確かにあそこは独特なものだと思うんですけども、今までの対策と生産者にとったら今度の対策というのは、どっちが有利になるのでしょうか。

○実重総務課長 それは、具体的な条件とか単価設定とか、そういうことによって個々の農家の方がどうなるかというのは、今後の議論だと思いますが、大きな方向といたしましては、やはりこれはただ価格政策を直接支払いに変えていくということではなくて、担い手となる農業者を育てていかないといけない。

今、全国的に大変高齢化が進みまして、次世代の農業は一体どうなるのだろうかという状況でございますので、その担い手となるような方々、これから頑張っていっていただけるような方々、そういう方々にやはり手厚くして、こういった直接支払いを設けていく必要があるということでございます。そこには、一定のやはりメリットが発生してくる、格差がついてくるということになると思います。

○生源寺分科会長 よろしいでしょうか。

そのほか、いかがでございますでしょうか。

三野委員、どうぞ。

○三野委員 環境保全の(2)のペーパーの2ページ目ですが、私自身の理解だと、昨年まではこの農地・水と環境保全が切り分けられて振興局と生産局とでお互いに仕分けた形で進められていたんですが、今回これを見させていただきますと一緒になっていますね。その辺の経緯をご説明いただければと思います。

○実重総務課長 今ご指摘のとおり基本計画の中では、農業政策の中で環境に対する支援が書いてございました。それから、農村政策の中でこの資源政策が書いてございました。

そういう意味で、一見別々なところに書いてあるわけでございますけれども、やはり目的はある意味で同じと申しますか、農業の多面的機能、国土保全といったような多面的機能を維持

しながら持続的な農業をしていかななくてはならないと、そういうところにあると思います。

やはり国民から見られたときに、環境政策といい、資源政策といい、これ一体どういう違いがあるんだろうかということになろうと思いますし、今ご指摘のとおり資源対策が農村振興局、それから環境対策が生産局で検討してきたわけでございますけれども、施策とする際には一体化する必要があるだろうということで、このように視点が若干違いますので一つの対策の中でも地域共同のもの、それから営農活動によるものということでそれぞれあるわけでございますけれども、一本化いたしまして施策自体も一緒に検討しようということで、事務的にも共通の場所で検討するような形にしているところでございます。

○生源寺分科会長 ありがとうございます。

そのほか、いかがでございましょうか。

伊藤委員、どうぞ。

○伊藤委員 これらの一つ一つの働きというのは大変よくわかるんですけども、これを総まとめにしたような形での広報とか、ナビゲーションの窓口というような部署の設置ということの可能性はあるのでしょうか。

○生源寺分科会長 総務課長、お願いします。

○実重総務課長 全体としては、いろいろ努力していく必要があると思いますが、食料自給率向上、これを目標といたします基本計画を具体的な行動計画という形にブレイクダウンしまして、それぞれのところで取り組んでおります。

今ご説明した話は、大変多岐にわたっておりますけれども、それを体系化いたしまして、先ほど1の資料の品目横断的経営安定対策の検討状況についての中で、2ページ目に、ごらんいただいた資料に、工程管理をしっかりと進め、改革を着実に具体化と書いてありまして、食料自給率、経営安定対策、環境・自然保全対策のほか、農地制度、食の安全、輸出の促進とこういったものが書いてございますけれども、全体として食料自給率向上につながっていくという体系の中で、この基本計画あるいはこれに基づく行動計画をやっているわけでございます。

そこで、食料自給率向上会議という全国会議もやっておりますし、また政策評価が大事でございます。それぞれ政策評価をして、どの程度進んでいるかと、成果が上がっているかと、これを公表するという形をとっております。

まだまだ不十分な点があるかもしれませんので、ご提案ありましたらお聞かせいただければと思っております。

○生源寺分科会長 伊藤委員、どうぞ。

○伊藤委員 実際、私、つい最近ですね、一般の雑誌の企画でお米と稲作の生産地を特集するという企画を担当させてもらいまして、農林水産省の各担当者様にいろいろと取材をご足労いただいたり、ご協力をいただいたりしたんですけれども、実際非常に多岐にわたってご担当がいらっしゃるといことがそのときに大変よくわかりまして、それがプラスの面と、マイナスの面で言いますと、だれに何を聞いたらいいかというのがよくわからないということがあります。

それで、今このいろいろな委員会も農業新聞とか専門のマスコミの方が入っていらっしゃるケースもあるんですが、一般の人が見ているような新聞ですとか、それから雑誌などの目もあっていいんじゃないかなということで、そういったワーキンググループのような設置なども考えていただいたらどうかというふうに思います。

○生源寺分科会長 ありがとうございます。

これは多分生産局だけにとどまらない問題の提起かと思います。もし何かコメントがあればお願いしたいんですが、それでは局長お願いいたします。

○西川生産局長 広報といいますか、施策をいかに一般国民に理解していただくかというのは、これは非常に大事な話でございまして、農林水産省としても、これまでこの辺のところは官房に報道官、広報官といいますか、そういう者を設けるなど、かなり一体的な広報をする体制には一応努めてきているということです。

それだけではなくて、各品目それぞれございますので、各品目ごとについてもできるだけこういう広報担当を設けてということでやっております。

先ほどのお話になりますけれども、この施策全体については、食料・農業・農村基本計画ということで、官房で一元的に先ほど申し上げた工程管理なんかもやりますので、全体がどういうふうに進んでいるかというのは、省の窓口としては官房企画評価課というのがございますので、そこで基本的にはわかるということになります。

ただ、先ほどお米の話になりましたけれども、これは生産については、実は生産局が行っております。お米の担当というのはせいぜい1人か2人しか実はいないんです、生産担当については。あと、従来は食糧管理物資でしたから、今で言えば総合食料局ですけれども、昔は食糧庁というのがあって、お米の流通というのはそこで専門的に米麦について行っていた。これが、今組織改編によって食糧庁がなくなり、今は総合食料局の食糧部というところで流通について見ればわかるということでございます。それぞれの部署も一応生産から流通処理までそれなりの知識は持っているんですけども、何か問い合わせになると正確を期さなければいかんという

ところで、どうしても担当が分かると。

また、経営ということになりますと、金融とか融資は、これは経営になっておりますので、私なんかはよく申し上げるんですけれども、農林水産省そのものが農業経営やっているんだから、全体を支援しているんだから、農林水産省全体でこれを行っているということだと、どうしても専門的になると細かくならざるを得ない。そこはちょっとご容赦をいただいて、あと全体の話としたら先ほど申し上げたような格好でわかるし、我々できるだけそういう広報には努力しているつもりです。

あと、この基本計画自体もそういう面ではパンフレットをきちんと出しまして、今お話し申し上げたこともきちんと広報には進めていると、そういう段階でございますけれども、さらに努力はしたいと思っております。

○生源寺分科会長 ありがとうございます。

発信する側としていろいろ努力されているということは、私も十分承知しておりますけれども、恐らくそれを受けとめる側の方の感覚とか、あるいはつないでおられる、伊藤委員なんかはある意味そういうお仕事をされている面もあるかと思えますけれども、そういった方の受けとめ方も受けとめていただいて、もっともっといいものにすることができれば、それがいいのかなと、こんなふうに思います。

そのほか、いかがでございましょうか。

大木委員、どうぞ。

○大木委員 種苗法の一部が改正になって、今度は加工品も追加になったというこの案ですよね。それは育成者の利益保護でいいんだと思うんですけれども、例えば参考のためでいいんですけれども、そのあんになった場合、どうやってこれがそうですというふうにわかるように、これ有効にきちんとなるのかというのを、どういうふうに見分けるんですか。

○生源寺分科会長 どうぞ、お願いします。

○実重総務課長、今はDNA分析でございます。

DNAはなかなか破壊されないそうでございまして、ただそのDNAを分析する技術が重要でございます。ですから、加工度もあんなどはできる。それから加工度が非常に高まってしまった場合に、なかなか今の技術ではDNA分析までできないというような加工品もあるということとございまして、ござとかあんとかそういうものはできるということで、今回対象としておりますけれども、これはまさに試験研究分野においてさらに精度を高め、DNA分析ができるようになりますとそういう加工品が追加できるわけでございますから、それを増やしていく

のが課題でございます。

○大木委員 こういうのは、すべてDNA、水際でやるんですか。

○実重総務課長 水際で怪しいなというようなもの、あるいは自分の権利が侵害されているという訴えがあるようなもの、それを種苗管理センターという私どもの農林水産省関係の独立行政法人がございまして、そこに持ち込みまして、そこで分析できます。

ただ、やはりこういった知的財産権の保護というのは、その知的財産権を持っている方がみずから守るといのがどこの世界でも第一義でございますから、すぐ警察的な出動がされるというよりは、まず自分で守るといのが大事でございます。ですから、本当は地域で重要な産品を持っておられるところは、自分のところでDNA分析ができるようになるというのが望ましいわけでございます。

これは、加工品はなかなか今開発中のものもあるんですが、加工品じゃない種とか農作物とかそういうもののDNA分析が地元できて、例えば農協なら農協でなさっていて、これは侵害されていると思ったら行政に訴えていただくと、そういうのが望ましいので、今そういった予算も要求しているところでございます。

○大木委員 ありがとうございます。

○生源寺分科会長 どうもありがとうございました。

そのほか、いかがでございましょうか。

伊藤委員、どうぞ。

○伊藤委員 この環境保全型農業なんですけれども、これに関しては、例えば先ほど残さとか稲わらの利用というのがありましたけれども、食料の残さとかは今産業廃棄物扱い、食料というか農産物の廃棄処分というのが産業廃棄物扱いになっていて、同じ県内の中でなければ処理できないという話を聞いたことがあるんですけれども、それが今回こういった環境保全型農業というときに県をまたいだりとか、それから処理をするときに他府県で行うことができるようになるんでしょうか。

○生源寺分科会長 これは審議官、お願いいたします。

○吉田審議官 これ、どういう取り組みが、特にこの資料の2ページの右側の営農活動、どうい営農活動を新たな支援の対象にするのか、今まさにこの検討中でございますが、その一つ考えられるものは、環境の負荷軽減を図るということで、化学肥料の投与を減らす。その一つの手段として、今おっしゃられた食品残さですとか、地域内にある未利用の資源を活用するという、有機質肥料とかそういう形で利用する。家畜のふん尿を堆肥にして利用するのが一番

典型的だと思うんですが、そういったことでできるだけその地域内で利用する。残さのようなものになりますと、地域を越えてかなり広範囲に動かすとなりますと、その分だけコストがかかりますので、基本的には地域内での未利用資源を有効に活用するということが基本ではないかなというふうに思っております。

それから、もう一点技術的なことを申し上げますと、食品残さ、特に先ほどの清家課長が話しました原料段階のものはいいんですけども、食品になったものの残さ、例えばコンビニから出てくるものですか、ああいったものになりますと、塩分だとかそういったものの問題がございますので、なかなか肥料のかわりに利用するということには技術的には問題あるのかなと、その辺の解決は必要じゃないかなと思っております、我々としては、先ほど申しました検討中でございますけれども、対象になる営農活動はやはり科学的な裏づけのある、技術的に問題のないもの、そういうものを具体的に提示をしてやっていきたい。あんまり技術的にはちょっと問題があるようなものにチャレンジをするということまでは、今のところ考えておりません。

○生源寺分科会長 伊藤委員、どうぞ。

○伊藤委員 ありがとうございます。

私が知っている事例ですと、かなり大規模な肥育をしているところで、ふん尿を肥料にするところまではできると、ところが、それを運ぶ手段と運び先というのがなくて大変困っているという例ですとか、それからやはり食品を飼料にするところまではできるんだけど、そこから先近所に使ってもらえる農家というのがないという例もありまして、なのでこの排せつ物等の加工ということに関しましても、加工を義務づけるだけですと、そこから先の処理ということが見えないので、そこまである程度フォローできるようなマッチングシステムとか、何か違う方法でつなげるような仕組みもこの中に入ってくるといいのではないかなと思っております。

○生源寺分科会長 ありがとうございます。

今のご質問のうち、食品の残さの事業系と家庭系、それから農業生産から出てくる残さについて、一般廃棄物と産業廃棄物というような制度上の仕分けと、そのことによって処理の範囲等についていろんな制約があると思っておりますけれども、そこをちょっと整理して資料という形でも後日でもお出しいただいたらいいかなというふうに思います。

そのほか、いかがでございましょうか。

もし、なければ、きょうは初回ということでございますけれども、このあたりで終了しては

どうかと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、本日はこれで終了いたしたいと思います。

なお、次回以降の分科会につきましては、委員のご都合を伺った上で事務局からご案内を差し上げることになろうかと思えます。

それでは、本日はこれにて閉会いたします。

どうもありがとうございました。

午前11時16分 閉会